

(公社)全日本アーチェリー連盟主催競技会に於ける監督・コーチに関する規程

1 目的

本規程は、(公社)全日本アーチェリー連盟(以下、本連盟という)が指定する競技会に於ける監督・コーチ(以下、帯同コーチという)について定める。

2 帯同コーチ

- (1) 帯同コーチは、当該選手の所属団体(高校・大学・企業等)が認めた者とする。
- (2) 競技場内に入場可能な帯同コーチは、所属団体の競技会出場選手の総数を超えない人数とする。ただし、コーチエリアに入場可能な人数は、選手1名(団体戦は1チーム)に対して帯同コーチ1名とする。
- (3) 帯同コーチは、本連盟会員であり(公財)日本スポーツ協会が認定する公認スポーツ指導者の資格を有する者とする。ただし、競技会要項や競技会出場規程等に例外規定が示されているときは、この限りではない。

3 手続き等

- (1) 帯同コーチは、所定の申請要領に従い、当該選手または所属団体より本連盟に申請する。
- (2) 当該選手または所属団体は、大会で決められたエントリーフィを、帯同コーチの申請人数に応じて本連盟に支払う。
- (3) 本連盟は申請書に基づき資格審査を行い、コーチ証を発行する。
- (4) 帯同コーチは、競技会当日に、受付にて本連盟会員証および公認スポーツ指導者登録証を提示することにより、コーチ証を付与される。競技場内ではコーチ証を必ず携帯し、明瞭に見える位置に付けること。
- (5) 競技会運営上問題が生じた場合は、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 帯同コーチの服装は競技規則の服装規定によるものとする。

4 資格の取り消し

競技委員長は、帯同コーチに次のようなことがあったことを認めた場合、当該競技会における帯同コーチの資格を取り消すことがある。

- (1) 資格違反
- (2) 競技会要項、競技会出場規定などへの規則違反
- (3) 不適切な言動など